

四国中央市ウィークリースタンス実施要領

1. 目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正され、現在及び将来の公共工事の品質を確保するための中長期的な担い手の育成・確保が、受発注者共通の責務となっている。

ウィークリースタンスは、受発注者で1週間のルール(スタンス)を目標として定め、計画的に工事及び業務を履行することで、目的物の品質確保につなげるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進など、担い手の育成及び確保を目的とする。

2. 対象

災害対応等の緊急を要する工事及び業務を除くすべての建設工事及び建設工事に係る業務（測量、地質調査、土木・建築コンサルタント業務）

3. 取り組み内容

原則として取り組み内容は次のとおりとし、工事及び業務の進捗に差し支えない範囲で、受発注者相互が確認・調整の上、取り組み内容を設定する。

- (1) 発注者は、月曜日（休日明け）を依頼の期限日としない。
- (2) ノー残業デーは定時の帰宅を心掛ける。
- (3) 発注者は、金曜日（休日前）に依頼をしない。
- (4) その他、任意に設定する。（例：金曜日でも定時の帰宅を心がける。）

※ 取り組み内容については、工事又は業務内容及び受注者の意思を踏まえて設定するものとし、(1)～(4)すべての実施が必須ではなく、部分的な実施も可とする。
また、取り組み期間は工事期間、業務期間全体に限らず、可能な期間だけとすることも可とする。

4. 運用

- (1) 初回打合せ時に、発注者（監督員等）から受注者（管理技術者等）に本取組みの目的を説明するとともに、取組む意思を確認し、取組み内容を設定する。
- (2) 定めた内容については、打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- (3) 打合せ（中間）等を利用し、取組みの状況報告もあわせて行う。
- (4) 竣工時や成果物納入時の打合せにおいて、取組み結果を受発注者双方で確認し、打合せ記録簿に整理する。

5. 適用年月日

本要領は、令和6年4月1日以降に契約する案件から適用する。

なお、令和6年4月1日より前に契約した案件においても、適用可能なものについては積極的に取り組むものとする。